

令和2年かすみがうら市議会第2回定例会
市長提出議案集

令和2年6月2日提出

かすみがうら市

目 次

1.	報告第 6 号	令和元年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書について	……………	1～2
2.	報告第 7 号	令和元年度かすみがうら市下水道事業会計繰越明許費繰越計算書について	……………	3～4
3.	議案第 21 号	かすみがうら市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について	……………	5～6
4.	議案第 22 号	かすみがうら市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	……………	7～12
5.	議案第 23 号	かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	……………	13
6.	議案第 24 号	かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	……………	14
7.	議案第 25 号	かすみがうら市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	……………	15
8.	議案第 26 号	かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	……………	16
9.	議案第 27 号	かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	……………	17～18
10.	議案第 28 号	令和 2 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 5 号）	……………	19～28
11.	議案第 29 号	令和 2 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	……………	29～32

12. 議案第 30 号	市道路線の認定について	33~35
13. 議案第 31 号	市道路線の廃止について	36~38

(参考資料)

○ 付議事件(条例)条文新旧対照表	39~52
・ かすみがうら市固定資産評価審査委員会条例 新旧対照表	(39~40)
・ かすみがうら市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例 新旧対照表	(40~48)
・ かすみがうら市手数料条例 新旧対照表	(48)
・ かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例 新旧対照表	(49)
・ かすみがうら市後期高齢者医療に関する条例 新旧対照表	(50)
・ かすみがうら市国民健康保険税条例 新旧対照表	(50)
・ かすみがうら市介護保険条例 新旧対照表	(51~52)

報告第6号

令和元年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和元年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書について、次のとおり報告する。

令和2年6月2日提出

かすみがうら市長 坪井 透

令和元年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入 特定財源	未収入特定財源			
						国 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	1 総務管理費	複合型健康福祉拠点施設整備事業（政策）	99,364,000	75,200,380			32,200,000		43,000,380
6 農林水産業費	1 農業費	畜産振興事業（政策）	2,113,000	2,019,400					2,019,400
7 商工費	2 商工費	雪入ふれあいの里公園等管理運営事業（政策）	3,310,000	3,141,700	2,700,000				441,700
10 教育費	2 小学校費	小学校施設維持管理事業（政策）	5,016,000	5,016,000		725,000	4,200,000		91,000
10 教育費	2 小学校費	小学校コンピューター設置事業（政策）	67,495,000	67,495,000		25,210,000	26,000,000		16,285,000
10 教育費	2 小学校費	小学校施設耐震促進事業（政策）	42,702,000	42,702,000		14,612,000	28,000,000		90,000
10 教育費	3 中学校費	中学校コンピューター設置事業（政策）	30,956,000	30,956,000		12,020,000	12,500,000		6,436,000
合 計			250,956,000	226,530,480	2,700,000	52,567,000	102,900,000		68,363,480

報告第7号

令和元年度かすみがうら市下水道事業会計繰越明許費繰越計算書
について

地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和元年度かすみがうら市下水道事業会計繰越明許費繰越計算書について、次のとおり報告する。

令和2年6月2日提出

かすみがうら市長 坪井 透

令和元年度かすみがうら市下水道事業会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	金額 (繰越 限度額)	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
					既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
						国 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 資本的支出	1 建設改良費	流域下水道建設負担金	11,444,000	11,444,000			10,900,000		544,000

議案第 21 号

かすみがうら市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 6 月 2 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

かすみがうら市固定資産評価審査委員会条例（平成 17 年かすみがうら市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 項中「1 年とする。ただし、再任することを妨げない」を「委員の任期による。ただし、任期中においても委員会の許可を得て辞職することができる」に改める。

第 6 条第 2 項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「情報通信技術利用法」を「情報通信技術活用法」に、「第 3 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に改める。

第 10 条第 2 項中「情報通信技術利用法第 4 条第 1 項」を「情報通信技術活用法第 7 条第 1 項」に、「同項」を「情報通信技術活用法第 6 条第 1 項」に改め

る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 22 号

かすみがうら市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一
部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 6 月 2 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する
条例の一部を改正する条例

かすみがうら市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平
成 17 年かすみがうら市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

かすみがうら市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

第 1 条（見出しを除く。）を次のように改める。

第 1 条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信
技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めること
により、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効
率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

第 2 条第 3 号中「図形等」を「図形その他の」に改める。

第 3 条第 1 項中「市の機関は、」を「市の機関等は、」に、「規定により」

を「規定において」に、「としている」を「その他のその方法が規定されている」に改め、「により、」の次に「規則等で定める」を加え、「申請等をする者」を「その手続等の相手方」に、「」を使用して」を「以下同じ。）を使用する方法により」に改め、同条第2項中「規定により」を「電子情報処理組織を使用する方法により」に、「を書面等により行うものとして規定した申請等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該申請等を受ける」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 市の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等をするものが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行わせる場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第7条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えさせることができる。

第3条に次の2項を加える。

5 市の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行わせる場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものをもって行わせることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合

その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行わせることが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

第4条第1項を次のように改める。

市の機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則等で定める方式による表示をする場合に限る。

第4条第2項中「規定により」を「電子情報処理組織を使用する方法により」に、「を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該」に改め、同条第4項中「第1項の場合において、市の機関は、」を「市の機関等は、処分通知等のうち」に、「規定により」を「規定において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に改め、「当該署名等に」を削り、同条に次の1項を加える。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使

用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

第5条第1項中「市の機関は、」を「市の機関等は、」に、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に改め、「書面等の縦覧等に代えて」を削り、「の縦覧等」を「により」に改め、同条第2項中「規定により」を「電磁的記録に記録されている事項又は書類により」に、「を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加える。

第6条第1項中「市の機関は、」を「市の機関等は、」に、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に改め、「書面等の作成等に代えて」を削り、「の作成等を」を「により」に改め、同条第2項中「規定により」を「電磁的記録により」に、「を書面等により行うものとして規定した作成等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「第1項の場合において、市の機関は、」を「市の機関等は、作成等のうち」に、「より」を「において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等」に改め、「当該署名等に」を削る。

第9条を次のように改め、同条を第10条とする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

第8条の見出しを「（情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表）」に改め、同条中「市長は、少なくとも毎年度1回、市の機関が電子情報処理組織を使用して行わせ、又は」を「市は、電子情報処理組織を使用する方法により」に、「申請等」を「市の機関等に係る申請等」に、「情報通信の技術の利用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に改め、同条を第9条とする。

第7条第1項中「市の機関」を「市の機関等」に、「情報通信の技術の利用の推進」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に改め、同条第3項中「市の機関」を「市の機関等」に、「情報通信の技術の利用の推進」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（添付書面等の省略）

第7条 申請等をする者に係る住民票の写し登記事項証明書その他の規則等で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しないこととすることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のかすみがうら市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（以下「新情報通信技術活用条例」という。）第5条及び第

6条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる申請等又は処分通知等について適用し、施行日前に行われた電子情報処理組織による申請等又は処分通知等については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のかすみがうら市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第5条又は第6条の規定により行われている縦覧等又は作成等については、新情報通信技術活用条例第7条又は第8条の規定により行われている縦覧等又は作成等とみなして、これらの規定を適用する。

議案第 23 号

かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 6 月 2 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例

かすみがうら市手数料条例（平成 17 年かすみがうら市条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する手数料の部中通知カードの再交付（通知カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。）の款を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 24 号

かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 6 月 2 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例（平成 26 年かすみがうら市条例第 22 号）の一部を次のように改正す
る。

第 10 条第 3 項中「指定都市」の次に「若しくは同法第 25 条の 22 第 1
項の中核市」を加える。

附則第 3 条第 1 項中「平成 32 年」を「令和 5 年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後のかすみがうら市
放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は、
令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

議案第 25 号

かすみがうら市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 6 月 2 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
かすみがうら市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年かすみがうら市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 8 号を同条第 9 号とし、同条第 7 号の次に次の 1 号を加える。

（8）広域連合条例附則第 6 条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後のかすみがうら市後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和 2 年 4 月 28 日から適用する。

議案第 26 号

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
について

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定
する。

令和 2 年 6 月 2 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
かすみがうら市国民健康保険税条例（平成 17 年かすみがうら市条例第 10
1 号）の一部を次のように改正する。

第 30 条第 2 項中「納期限までに」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 27 号

かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 6 月 2 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例

かすみがうら市介護保険条例（平成 18 年かすみがうら市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「令和元年度から令和 2 年度までの各年度」を「令和 2 年度」に、「23,850 円」を「19,080 円」に改め、同条第 3 項中「令和元年度から令和 2 年度までの各年度」を「令和 2 年度」に、「23,850 円」を「19,080 円」に、「39,750 円」を「31,800 円」に改め、同条第 4 項中「令和元年度から令和 2 年度までの各年度」を「令和 2 年度」に、「23,850 円」を「19,080 円」に、「46,110 円」を「44,520 円」に改める。

第 13 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、申請書を期限までに提出できなかったやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後のかすみがうら市介護保険条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和2年4月1日から適用する。ただし、第13条第2項ただし書については、令和2年2月1日から適用する。

(適用区分)

- 2 新条例第4条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第28号

令和2年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）

令和2年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ81,157千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,905,501千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年6月2日提出

かすみがうら市長 坪井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		6,728,218	6,580	6,734,798
	1 国庫負担金	1,697,503	6,250	1,703,753
	2 国庫補助金	5,019,871	330	5,020,201
16 県支出金		1,319,152	3,024	1,322,176
	1 県負担金	672,009	3,024	675,033
20 繰越金		330,520	15,514	346,034
	1 繰越金	330,520	15,514	346,034
21 諸収入		216,335	3,839	220,174
	5 雑入	177,746	3,839	181,585
22 市債		1,969,800	52,200	2,022,000
	1 市債	1,969,800	52,200	2,022,000
歳入	合計	23,824,344	81,157	23,905,501

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		6,132,656	55,465	6,188,121
	1 総務管理費	5,769,918	55,465	5,825,383
3 民生費		6,165,540	13,028	6,178,568
	1 社会福祉費	3,117,313	12,098	3,129,411
	3 生活保護費	485,160	930	486,090
4 衛生費		2,730,252	149	2,730,401
	1 保健衛生費	2,730,252	149	2,730,401
9 消防費		1,129,420	11,529	1,140,949
	1 消防費	1,129,420	11,529	1,140,949
10 教育費		2,433,529	986	2,434,515
	2 小学校費	1,398,628	661	1,399,289
	3 中学校費	283,598	325	283,923
歳 出 合 計		23,824,344	81,157	23,905,501

第 2 表 地 方 債 補 正

1 追 加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
千代田庁舎防災センター非常用発電機更新事業債	52,200	普通貸借又は証券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	5,605,712	0	5,605,712
2 地 方 譲 与 税	233,600	0	233,600
3 利 子 割 交 付 金	5,017	0	5,017
4 配 当 割 交 付 金	21,788	0	21,788
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	11,954	0	11,954
6 法 人 事 業 税 交 付 金	60,986	0	60,986
7 地 方 消 費 税 交 付 金	876,830	0	876,830
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	101,000	0	101,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金	25,558	0	25,558
10 地 方 特 例 交 付 金	20,000	0	20,000
11 地 方 交 付 税	4,740,382	0	4,740,382
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	6,600	0	6,600
13 分 担 金 及 び 負 担 金	100,842	0	100,842
14 使 用 料 及 び 手 数 料	52,639	0	52,639
15 国 庫 支 出 金	6,728,218	6,580	6,734,798
16 県 支 出 金	1,319,152	3,024	1,322,176
17 財 産 収 入	15,753	0	15,753
18 寄 附 金	20,252	0	20,252
19 繰 入 金	1,361,406	0	1,361,406
20 繰 越 金	330,520	15,514	346,034
21 諸 収 入	216,335	3,839	220,174

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
22 市 債	1,969,800	52,200	2,022,000
歳 入 合 計	23,824,344	81,157	23,905,501

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議 会 費	144,949	0	144,949				
2 総 務 費	6,132,656	55,465	6,188,121		52,200	2,500	765
3 民 生 費	6,165,540	13,028	6,178,568	9,604			3,424
4 衛 生 費	2,730,252	149	2,730,401				149
5 労 働 費	26,088	0	26,088				
6 農 林 水 産 業 費	719,555	0	719,555				
7 商 工 費	700,149	0	700,149				
8 土 木 費	1,548,820	0	1,548,820				
9 消 防 費	1,129,420	11,529	1,140,949			600	10,929
10 教 育 費	2,433,529	986	2,434,515			739	247
11 災 害 復 旧 費	2	0	2				
12 公 債 費	2,063,384	0	2,063,384				
13 予 備 費	30,000	0	30,000				
歳 出 合 計	23,824,344	81,157	23,905,501	9,604	52,200	3,839	15,514

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 民生費国庫負担金	1,595,487	6,250	1,601,737	4 生活保護費負担金	202	生活保護費負担金
				6 介護保険事業費負担金	6,048	低所得者保険料軽減負担金
計	1,697,503	6,250	1,703,753			

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

2 民生費国庫補助金	167,741	330	168,071	4 生活保護費補助金	330	生活保護適正化推進事業補助金
計	5,019,871	330	5,020,201			

(款) 16 県支出金

(項) 1 県負担金

1 民生費県負担金	672,009	3,024	675,033	6 介護保険事業費負担金	3,024	低所得者保険料軽減負担金
計	672,009	3,024	675,033			

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	330,520	15,514	346,034	1 繰越金	15,514	前年度繰越金
計	330,520	15,514	346,034			

(款) 21 諸収入

(項) 5 雑入

7 雑 入	140,599	3,839	144,438	1 雑 入	3,839	自治総合センターコミュニティ助成金 3,100 学校臨時休業対策費補助金 739
計	177,746	3,839	181,585			

(款) 22 市債

(項) 1 市債

6 総 務 債	0	52,200	52,200	1 千代田庁舎防災センター非常用発電機更新事業債	52,200	千代田庁舎防災センター非常用発電機更新事業債
計	1,969,800	52,200	2,022,000			

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
6財産管理費	158,838	52,239	211,077		52,200		39	14 工事請負費	52,239	03 千代田庁舎等財産管理事業 14 千代田庁舎防災センター非常用発電機更新工事	52,239 52,239
10自治振興費	25,938	2,500	28,438			2,500		18 負担金、補助及び交付金	2,500	03 自治振興事業（政策） 18 自治総合センターコミュニティ助成金	2,500 2,500
11情報管理費	189,671	726	190,397				726	12 委託料	330	04 基幹系電算システム管理事業 12 システム改修業務委託 13 ソフト使用料	726 330 396
								13 使用料及び賃借料	396		
計	5,769,918	55,465	5,825,383		52,200	2,500	765				

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

7介護保険費	569,429	12,098	581,527	9,072			3,026	27 繰出金	12,098	04 介護保険特別会計繰出事業 27 介護保険特別会計繰出金	12,098 12,098
計	3,117,313	12,098	3,129,411	9,072			3,026				

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

1生活保護総務費	102,793	660	103,453	330			330	12 委託料	660	04 生活保護適正化推進事業（政策） 12 生活保護システム改修委託	660 660
2扶助費	382,367	270	382,637	202			68	19 扶助費	270	02 生活保護等扶助事業 19 委託事務費	270 270
計	485,160	930	486,090	532			398				

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

5保健センター費	65,179	149	65,328				149	13 使用料及び賃借料	149	02 保健センター管理事業 13 AED借上料	149 149
計	2,730,252	149	2,730,401				149				

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

4災害対策費	287,289	11,529	298,818			600	10,929	10 需用費	2,550	05 災害対策事業 10 消耗品費	2,550 2,550
								12 委託料	528		
								14 工事請負費	7,851	06 災害対策事業（政策） 18 自治総合センターコミュニティ助成金	600 600
										08 防災無線整備事業（政策）	8,379

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一 財 源	区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
(4 災害対策費)								18 負担金、補助及び交付金	600	12 ネットワーク機器等設定変更業務委託 14 防災無線等移設及び放送室改修工事	528 7,851
計	1,129,420	11,529	1,140,949			600	10,929				

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

1 小学校管理費	329,677	661	330,338			495	166	18 負担金、補助及び交付金	661	09 小学校給食管理運営事業 18 学校臨時休業対策費負担金	661 661
計	1,398,628	661	1,399,289			495	166				

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

1 中学校管理費	146,596	325	146,921			244	81	18 負担金、補助及び交付金	325	07 中学校給食管理運営事業 18 学校臨時休業対策費負担金	325 325
計	283,598	325	283,923			244	81				

議案第29号

令和2年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和2年度かすみがうら市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月2日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保 険 料		800,000	△12,098	787,902
	1 介 護 保 険 料	800,000	△12,098	787,902
7 繰 入 金		597,669	12,098	609,767
	1 一 般 会 計 繰 入 金	564,545	12,098	576,643
歳 入 合 計		0	0	0

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	800,000	△12,098	787,902
2 使用料及び手数料	100	0	100
3 国庫支出金	762,607	0	762,607
4 支払基金交付金	924,537	0	924,537
5 県支出金	521,073	0	521,073
6 財産収入	35	0	35
7 繰入金	597,669	12,098	609,767
8 繰越金	1,000	0	1,000
9 諸収入	9,533	0	9,533
10 介護サービス収入	12,446	0	12,446
歳入合計	3,629,000	0	3,629,000

2 歳 入

(款) 1 保険料

(項) 1 介護保険料

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 第 1 号被保険者保険料	800,000	△12,098	787,902	1 現年度分特別徴収 保 険 料	△10,888	現年度分
				2 現年度分普通徴収 保 険 料	△1,210	現年度分
計	800,000	△12,098	787,902			

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

4 低所得者保険料 軽減分繰入金	26,171	12,098	38,269	1 現 年 度 分	12,098	低所得者保険料軽減分繰入金
計	564,545	12,098	576,643			

議案第30号

市道路線の認定について

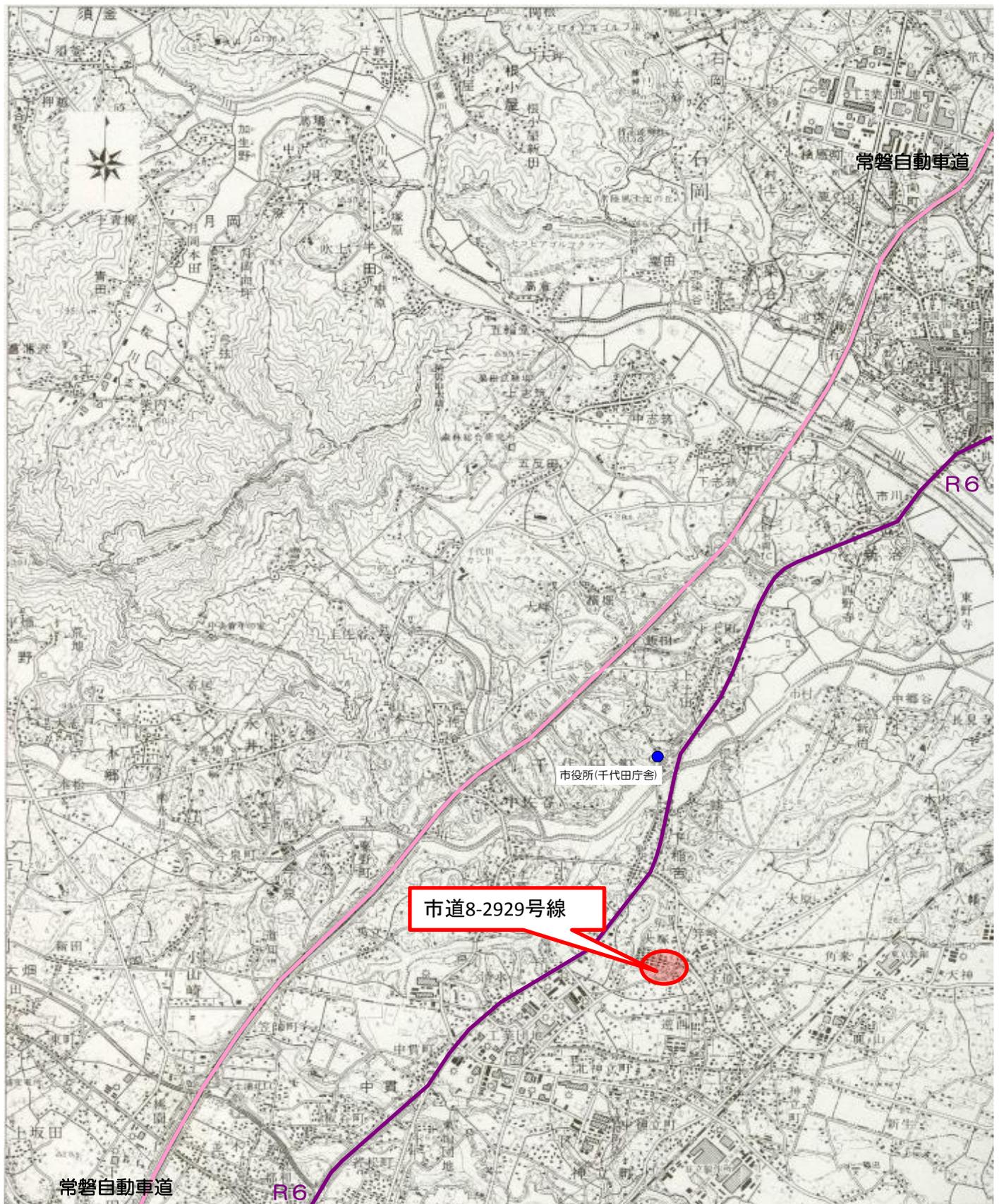
市道に認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年6月2日提出

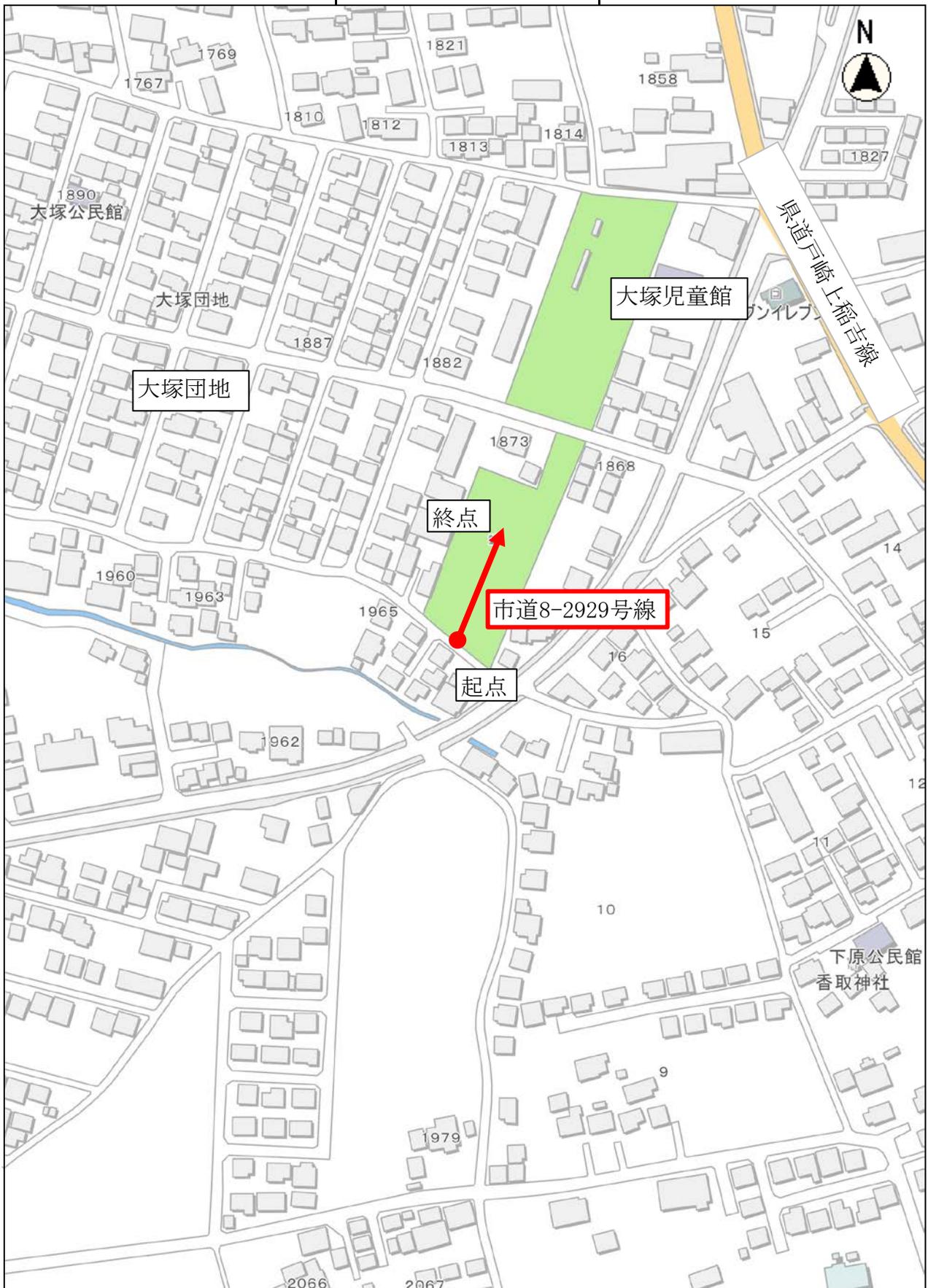
かすみがうら市長 坪井 透

路線名		道路区域(区間)		敷地の幅員	総延長
種別	番号	起点側(地番)	終点側(地番)	最小～最大 (m)	(m)
その他	8-2929	下稲吉 1873番19	下稲吉 1873番13	6.00～12.00	54.19

路線認定位置図（千代田地区）



詳細位置図(認定図)



議案第 31 号

市道路線の廃止について

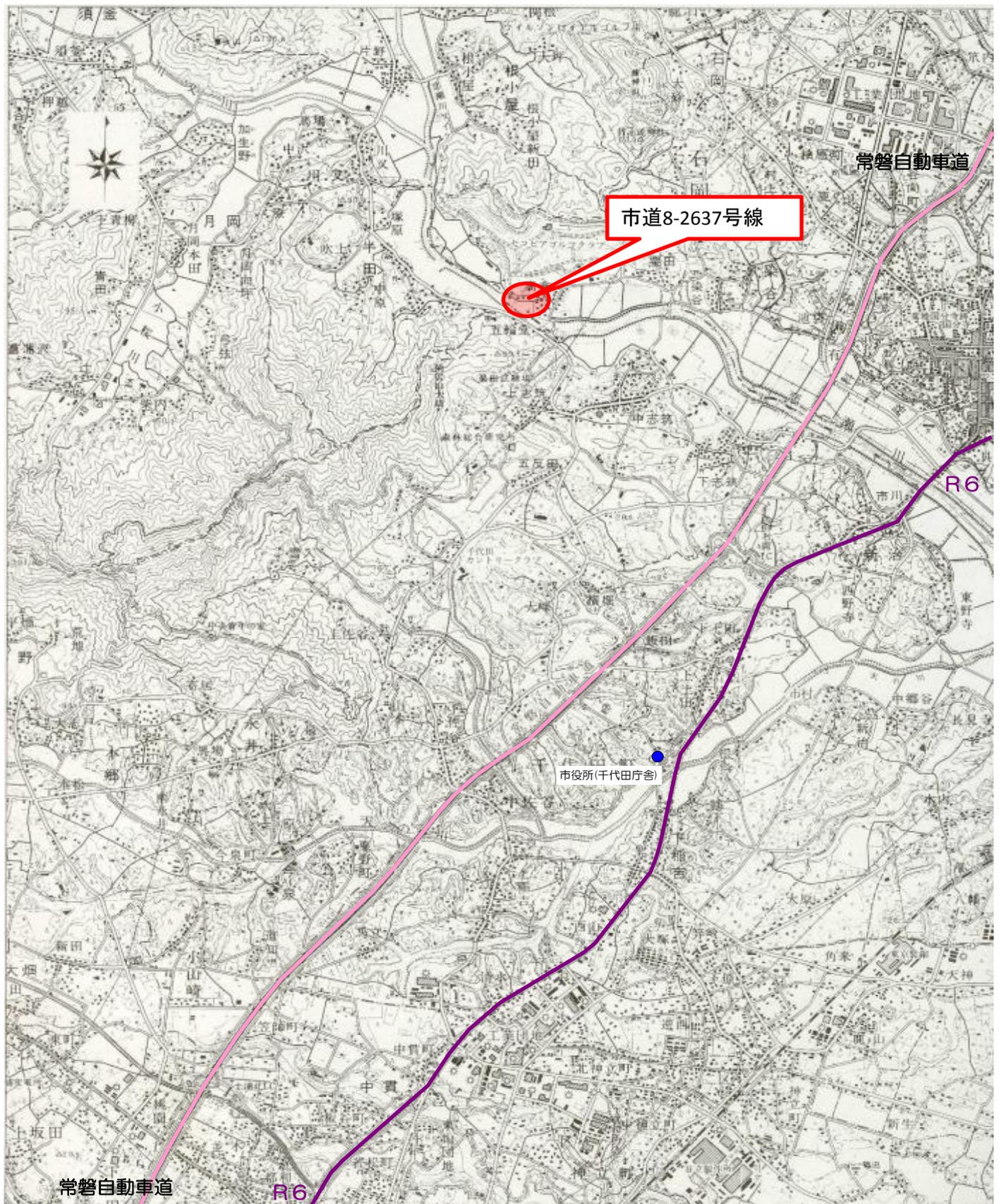
市道路線を廃止することについて、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 2 年 6 月 2 日提出

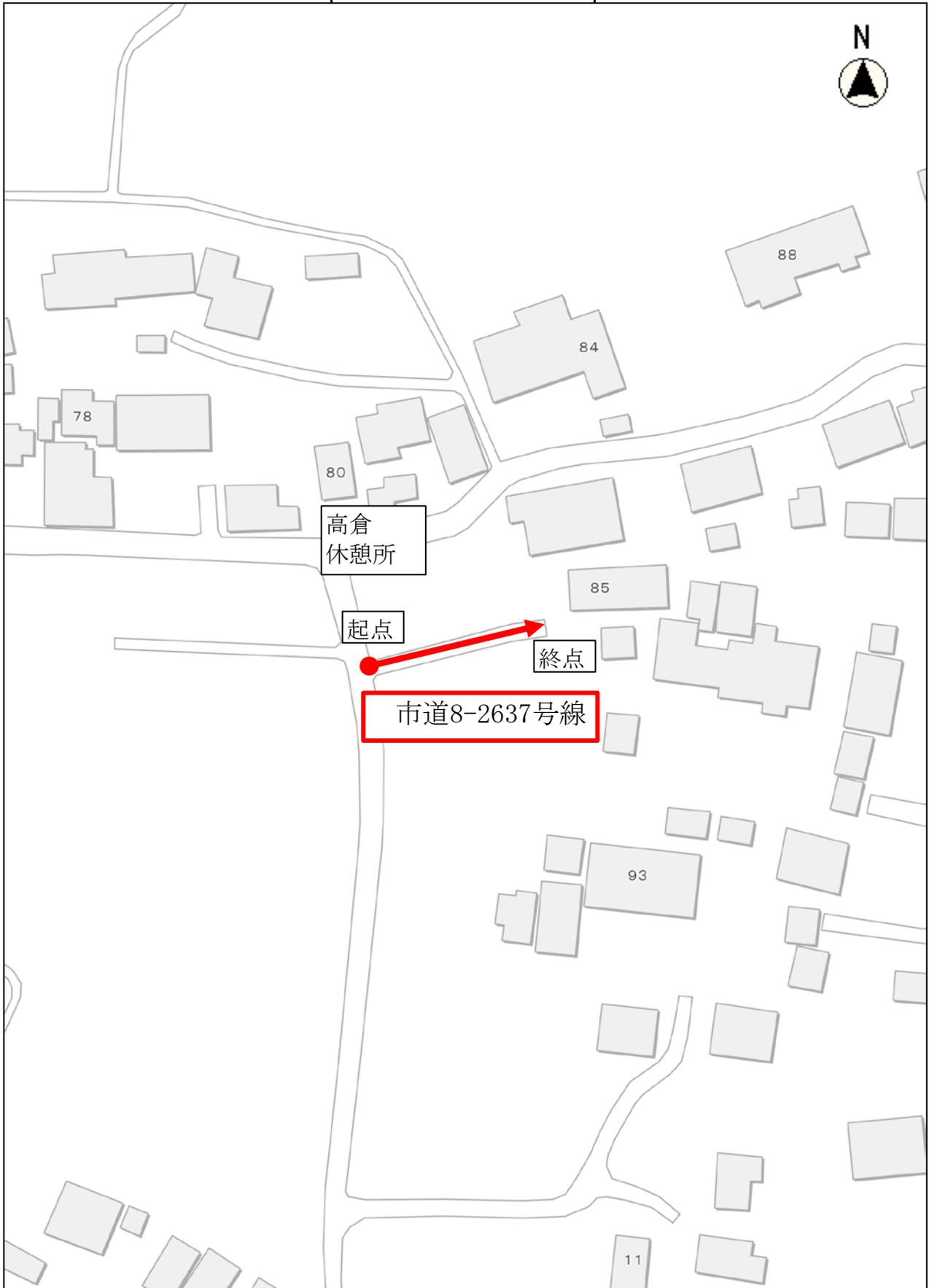
かすみがうら市長 坪 井 透

路線名		道路区域(区間)		総延長
種別	番号	起点側(地番)	終点側(地番)	(m)
その他	8-2637	高倉 21 番 1	高倉 92 番	31.00

路線廃止位置図（千代田地区）



詳細位置図



(参考資料)

付議事件（条例）条文新旧対照表（新規制定条例及び廃止条例は除く。）

かすみがうら市固定資産評価審査委員会条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(委員長)</p> <p>第2条 委員会に委員長を置く。</p> <p>2 委員会は、委員のうちから委員長を選挙しなければならない。</p> <p>3 委員長は、この条例及び固定資産評価審査委員会規程の定めるところによってその職務を行う。</p> <p>4 委員長に事故がある場合又は委員長が欠けた場合においては、委員長のあらかじめ指定する委員がその職務を行う。</p> <p>5 委員長の任期は、1年とする。ただし、再任することを妨げない。</p>	<p>(委員長)</p> <p>第2条 委員会に委員長を置く。</p> <p>2 委員会は、委員のうちから委員長を選挙しなければならない。</p> <p>3 委員長は、この条例及び固定資産評価審査委員会規程の定めるところによってその職務を行う。</p> <p>4 委員長に事故がある場合又は委員長が欠けた場合においては、委員長のあらかじめ指定する委員がその職務を行う。</p> <p>5 委員長の任期は、委員の任期による。ただし、任期中においても委員会の許可を得て辞職することができる。</p>
<p>(書面審理)</p> <p>第6条 委員会は、書面審理を行う場合においては、市長に対し審査申出書の副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付し、期限を定めて正副2通の弁明書の提出を求めるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。第10条第2項において「情報通信技術利用法」という。）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(書面審理)</p> <p>第6条 委員会は、書面審理を行う場合においては、市長に対し審査申出書の副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付し、期限を定めて正副2通の弁明書の提出を求めるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。第10条第2項において「情報通信技術活用法」という。）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</p> <p>3～5 (略)</p>
<p>(費用負担)</p> <p>第10条 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法（平成26年法律</p>	<p>(費用負担)</p> <p>第10条 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法（平成26年法律</p>

<p>第68号) 第38条第1項に規定する書面若しくは書類の写し又は当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を行う場合は、請求者の負担とする。</p> <p>2 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項に規定する交付を<u>情報通信技術利用法第4条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法及び前項に掲げる交付の方法によって行う場合は、請求者の負担とする。</p>	<p>第68号) 第38条第1項に規定する書面若しくは書類の写し又は当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を行う場合は、請求者の負担とする。</p> <p>2 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項に規定する交付を<u>情報通信技術活用法第7条第1項</u>の規定により<u>情報通信技術活用法第6条第1項</u>に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法及び前項に掲げる交付の方法によって行う場合は、請求者の負担とする。</p>
	<p align="center">附 則</p> <p align="center"><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

かすみがうら市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<u>かすみがうら市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u>	<u>かすみがうら市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例</u>
<p>(目的)</p> <p>第1条 <u>この条例は、市の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 <u>この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。</u></p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 条例等 条例、議会等の規則(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第120条の会議規則及び法第130条第3項の規則をいう。)、執行機関の規</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 条例等 条例、議会等の規則(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第120条の会議規則及び法第130条第3項の規則をいう。)、執行機関の規</p>

則その他の規程(法第15条第1項の規則及び法第138条の4第2項の規則その他の規程をいう。以下同じ。)及び企業管理規程(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条の企業管理規程をいう。以下同じ。)並びに茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年茨城県条例第44号)及び茨城県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年茨城県条例第73号)により市が処理することとされた事務について規定する茨城県の条例及び茨城県の執行機関の定める規則をいう。

- (2) 市の機関 議会、執行機関、公営企業管理者、これらに置かれる機関若しくはこれらの管理に属する機関又はこれらの機関の職員であって法律若しくは条例の規定上独立に権限を行使することを認められたものをいう。
- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、**図形等**人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関に対して行われる通知をいう。

則その他の規程(法第15条第1項の規則及び法第138条の4第2項の規則その他の規程をいう。以下同じ。)及び企業管理規程(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条の企業管理規程をいう。以下同じ。)並びに茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年茨城県条例第44号)及び茨城県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年茨城県条例第73号)により市が処理することとされた事務について規定する茨城県の条例及び茨城県の執行機関の定める規則をいう。

- (2) 市の機関 議会、執行機関、公営企業管理者、これらに置かれる機関若しくはこれらの管理に属する機関又はこれらの機関の職員であって法律若しくは条例の規定上独立に権限を行使することを認められたものをいう。
- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、**図形その他の**人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関に対して行われる通知をいう。

<p>(7) 処分通知等 処分(行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。)の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関が行う通知(不特定の者に対して行うものを除く。)をいう。</p> <p>(8) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。</p> <p>(9) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。</p> <p>(10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。</p>	<p>(7) 処分通知等 処分(行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。)の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関が行う通知(不特定の者に対して行うものを除く。)をいう。</p> <p>(8) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。</p> <p>(9) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。</p> <p>(10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。</p>
<p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第3条 市の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織(市の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。</p> <p>3 第1項の規定により行われた申請等は、回項の市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時</p>	<p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第3条 市の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織(市の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法により行わせることができる。</p> <p>2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。</p> <p>3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関の使用に係る電子計算機</p>

に当該市の機関に到達したものとみなす。

- 4 第1項の場合において、市の機関は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等をする事としてしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関に到達したものとみなす。

- 4 市の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等をする事が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行わせる場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第7条において同じ。)の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えさせることができる。

- 5 市の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行わせる場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものをもって行わせることができる。

- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行わせることが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該申請等

	<p><u>のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等(第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。</u></p>
<p>(電子情報処理組織による処分通知等)</p> <p>第4条 <u>市の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織(市の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用し行うことができる。</u></p> <p>2 前項の<u>規定により</u>行われた処分通知等については、当該処分通知等<u>を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する</u>条例等の規定に<u>規定する書面等</u>により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。</p> <p>3 第1項の<u>規定</u>により行われた処分通知等は、<u>同項の</u>処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。</p> <p>4 <u>第1項の場合において、市の機関は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等をする</u>こと<u>としているもの</u>については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって<u>当該署</u></p>	<p>(電子情報処理組織による処分通知等)</p> <p>第4条 <u>市の機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則等で定める方式による表示をする場合に限る。</u></p> <p>2 前項の<u>電子情報処理組織を使用する方法により</u>行われた処分通知等については、当該処分通知等<u>に関する他の</u>条例等の規定に<u>規定する方法</u>により行われたものとみなして、<u>当該条例等その他の</u>当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。</p> <p>3 第1項の<u>電子情報処理組織を使用する方法</u>により行われた処分通知等は、<u>当該</u>処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。</p> <p>4 <u>市の機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等をする</u>ことが<u>規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等</u>については、当該条例等の規定にかかわら</p>

<p><u>名等に</u>代えることができる。</p>	<p>ず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。</p> <p>5 <u>処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等(第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。)」とする。</u></p>
<p>(電磁的記録による縦覧等)</p> <p>第5条 <u>市の機関は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの(申請等に基づくものを除く。)</u>については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、<u>書面等の縦覧等に代えて</u>当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類<u>の縦覧等</u>を行うことができる。</p> <p>2 前項の<u>規定により</u>行われた縦覧等については、当該縦覧等<u>を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する</u>条例等の規定に<u>規定する</u>書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。</p>	<p>(電磁的記録による縦覧等)</p> <p>第5条 <u>市の機関等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において</u>書面等により行うこと<u>が規定されている</u>もの(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類<u>により</u>を行うことができる。</p> <p>2 前項の<u>電磁的記録に記録されている事項又は書類により</u>行われた縦覧等については、当該縦覧等<u>に関する他の</u>条例等の規定に<u>より</u>書面等により行われたものとみなして、<u>当該条例等その他の</u>当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。</p>
<p>(電磁的記録による作成等)</p>	<p>(電磁的記録による作成等)</p>

<p>第6条 市の機関は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。</p> <p>2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。</p> <p>3 第1項の場合において、市の機関は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。</p>	<p>第6条 市の機関等は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。</p> <p>3 市の機関等は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定ににおいて署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。</p>
	<p>(添付書面等の省略)</p> <p>第7条 申請等をする者に係る住民票の写し登記事項証明書その他の規則等で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しないこととす</p>

<p>(手続等に係る情報システムの整備等)</p> <p>第7条 市は、<u>市の機関</u>に係る手続等における<u>情報通信の技術の利用の推進</u>を図るため、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 市は、前項の措置を講ずるに当たっては、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めなければならない。</p> <p>3 市は、<u>市の機関</u>に係る手続等における<u>情報通信の技術の利用の推進</u>に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めなければならない。</p>	<p><u>ることができる。</u></p> <p>(手続等に係る情報システムの整備等)</p> <p>第8条 市は、<u>市の機関等</u>に係る手続等における<u>情報通信技術を活用した行政の推進</u>を図るため、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 市は、前項の措置を講ずるに当たっては、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めなければならない。</p> <p>3 市は、<u>市の機関等</u>に係る手続等における<u>情報通信技術を活用した行政の推進</u>に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めなければならない。</p>
<p>(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)</p> <p>第8条 市長は、少なくとも毎年度1回、<u>市の機関が電子情報処理組織を使用して行われ、又は行うことができる申請等</u>及び処分通知等その他この条例の規定による<u>情報通信の技術の利用</u>に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</p>	<p>(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)</p> <p>第9条 市は、<u>電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる市の機関等に係る申請等</u>及び処分通知等その他この条例の規定による<u>情報通信技術を活用した行政の推進</u>に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</p>
<p>(規則等)</p> <p>第9条 この条例における<u>規則等は、執行機関(監査委員を除く。)</u>に係る手続等にあつては<u>当該執行機関の規則その他の規程、公営企業管理者に係る手続等</u>にあつては<u>企業管理規程、その他の機関に係る手続等</u>にあつては<u>当該機関の規程</u>とする。</p>	<p>(委任)</p> <p>第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則等で定める。</u></p>
	<p><u>附 則</u></p> <p>(施行期日)</p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p>(経過措置)</p> <p>2 <u>この条例による改正後のかすみがうら市</u></p>

	<p><u>情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(以下「新情報通信技術活用条例」という。)第3条及び第4条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる申請等又は処分通知等について適用し、施行日前に行われた電子情報処理組織による申請等又は処分通知等については、なお従前の例による。</u></p> <p>3 <u>この条例の施行の際現にこの条例による改正前のかすみがうら市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第5条又は第6条の規定により行われている縦覧等又は作成等については、新情報通信技術活用条例第5条又は第6条の規定により行われている縦覧等又は作成等とみなして、これらの規定を適用する。</u></p>
--	---

かすみがうら市手数料条例 新旧対照表

改正前				改正後			
別表第1(第2条関係)				別表第1(第2条関係)			
区分	手数料の種類	単位	金額 (円)	区分	手数料の種類	単位	金額 (円)
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する手数料	<u>通知カードの再交付(通知カードの追記欄の余白がなくなつたときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。)</u>	1件	500	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する手数料			
	(略)						
				<p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>			

かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧
対照表

改正前	改正後
<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>4及び5 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市<u>若しくは同法第252条の22第1項の中核市</u>の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>4及び5 (略)</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>(施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p>	<p>(施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p>
<p>(設備の基準に関する経過措置)</p> <p>第2条 (略)</p>	<p>(設備の基準に関する経過措置)</p> <p>第2条 (略)</p>
<p>(職員に関する経過措置)</p> <p>第3条 この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したものとあるのは、「修了したもの(平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(職員に関する経過措置)</p> <p>第3条 この条例の施行の日から令和5年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したものとあるのは、「修了したもの(令和5年3月31日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。</p> <p>2 (略)</p>
	<p>附 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後のかすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。</u></p>

かすみがうら市後期高齢者医療に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(市において行う事務)</p> <p>第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p>	<p>(市において行う事務)</p> <p>第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 広域連合条例附則第6条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</u></p> <p><u>(9) 前各号に掲げる事務に付随する事務</u></p>
	<p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後のかすみがうら市後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和2年4月28日から適用する。</u></p>

かすみがうら市国民健康保険税条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第30条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、国民健康保険税を減額し、又は免除する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、<u>納期限までに</u>次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第30条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、国民健康保険税を減額し、又は免除する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>
	<p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

かすみがうら市介護保険条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第1号に該当する者の令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、23,850円とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中23,850円とあるのは、39,750円と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中23,850円とあるのは、46,110円と読み替えるものとする。</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第1号に該当する者の令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、19,080円とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中19,080円とあるのは、31,800円と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中19,080円とあるのは、44,520円と読み替えるものとする。</p>
<p>(保険料の減免)</p> <p>第13条 市長は、前条第1項各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限までに、特別徴収の方法により保険料を徴</p>	<p>(保険料の減免)</p> <p>第13条 市長は、前条第1項各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限までに、特別徴収の方法により保険料を徴</p>

<p>収されている者については特別徴収対象年金給付の直近の支払日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p>収されている者については特別徴収対象年金給付の直近の支払日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、申請書を期限までに提出できなかったやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。</u></p>
	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後のかすみがうら市介護保険条例(以下「新条例」という。)の規定は、令和2年4月1日から適用する。ただし、第13条第2項ただし書きについては、令和2年2月1日から適用する。</u> <u>(適用区分)</u></p> <p><u>2 新条例第4条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</u></p>